

○えびな委員長 ただいまより、総務常任委員会を開会いたします。

本日の会議に、松田委員から欠席する旨の届出がございます。

それでは、会議を進めてまいります。

初めに、1、令和5年第4回定例会提出議案についてを議題といたします。議案第1号、議案第2号、議案第12号、議案第13号、議案第15号、議案第16号、議案第18号、議案第19号、議案第21号ないし議案第28号及び報告第1号の以上17件につきまして、理事者から説明願います。

○熊谷総合政策部長 初めに、議案第1号及び議案第2号の令和5年度旭川市一般会計補正予算につきまして、補正予算書で御説明申し上げます。

まず、旭川市一般会計補正予算（第6号）と記載されている補正予算書の1ページを御覧ください。

議案第1号、令和5年度旭川市一般会計補正予算につきましては、学校感染症対策支援費の2事業で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ6千588万円を追加するものでございます。本委員会の所管に関わりましては、補正予算書2ページの事項別明細書、歳入にお示しいたしておりますものうち、21款繰入金で3千294万円を追加するものでございます。

次に、旭川市一般会計補正予算（第7号）と記載されている補正予算書の1ページを御覧ください。

議案第2号、令和5年度旭川市一般会計補正予算につきましては、管理費など195事業で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ17億2千958万4千円を追加するものでございます。本委員会の所管に関わりましては、ページ飛んで18ページから29ページの事項別明細書、歳出にお示しいたしております事業のうち、18ページの2款総務費では、1項1目の管理事務費のうち、総務部所管分で4万6千円、2目の人事管理費で15万3千円、給与管理費で12万9千円、職員福利厚生費で139万7千円、3目の管理事務費で22万3千円、4目の市民参加推進費で12万9千円、5目の2つ目になりますが、交通安全対策費で66万8千円、7目の管理事務費で25万8千円、19ページの8目の庁舎管理費で144万1千円、車両管理費で68万9千円、9目の地域振興行政費で12万6千円、東京事務所運営費で5万6千円、情報共有化促進費で242万9千円、企業版ふるさと納税基金積立金で1千500万円、企業版ふるさと納税推進費で114万3千円、20ページの4項3目の知事・道議会議員選挙執行費で124万6千円、市議会議員選挙執行費で113万9千円、5項2目の統計調査費で4万2千円、次に、3款民生費では、21ページの2項1目の3つ目になりますが、女性相談事業費で30万3千円、4款衛生費では、ページ飛んで24ページの4項1目の下水道事業会計負担金で118万2千円、5項1目の病院事業会計負担金で1千957万3千円、病院事業会計補助金で316万円、次に、8款土木費では、26ページの5項1目の都市計画調査費で5万2千円、9款消費費では、27ページの1項1目の総合防災センター管理費で42万1千円、管理事務費で3千568万5千円、次に、13款職員費では、29ページの1項1目の給料及び諸手当で1億9千989万6千円、給与及び費用弁償で3千137万5千円、2目の共済組合等事業主負担金で2千753万1千円をそれぞれ追加するものでございます。

歳入につきましては、ページ戻っていただき、13ページから17ページの事項別明細書、歳入にお示しいたしておりますもののうち、13ページの17款国庫支出金で、2項1目1節の社会保障・税番号制度個人番号カード関連事務補助金のうち、個人番号カード利用環境整備補助金で242万9千円、3節の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で41万7千円、2目4節の婦人相談員設置費補助金で15万1千円、18款道支出金では、16ページの3項の委託金で128万8千円、20款寄附金では、1項2目5節の企業版ふるさと納税基金寄附金で1千500万円、21款繰入金では、1項1目の財政調整基金繰入金で3千265万7千円、17ページの22款繰越金で9億8千380万2千円、23款諸収入では、5項6目の消防費受託事業収入で3千万円、24款市債で1億270万円をそれぞれ追加し、21款繰入金では、17ページの1項4目の新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金で401万8千円を減額するものでございます。

また、ページ戻っていただき、4ページ下段の第4表、地方債補正では、学校教育施設等整備事業の限度額を変更するものでございます。

続きまして、議案第21号から第28号、連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更につきまして御説明申し上げます。旭川大雪圏域連携中枢都市圏における具体的取組につきましては、毎年度、所要の見直しを行うこととされており、連携協約を締結している鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町及び美瑛町の8町との間において協議を行ってきたところであり、このたび、令和6年度以降に実施する取組などについて合意に達しましたことから、それぞれ連携協約の一部を変更する協約を締結しようとするものでございます。

新たに連携する取組につきましては、初期救急医療の連携であり、本取組は、地域住民の方が本市の初期救急医療体制の利用を可能とすることで、圏域内における救急医療体制のさらなる充実を図るものでございます。

また、既存の取組の変更が2件ございます。1件目は、議案第26号でございますが、現在、上川町を除く7町と連携をしております地域の強みを生かした産業振興について、上川町から連携の申出があったため、連携協約の一部を変更するものでございます。2件目は、議案第21号から第28号までの全ての議案でございますが、8町全てと連携をしております不登校児童生徒の受入れ機関の共同利用について、旭川市適応指導教室を旭川市教育支援センターへ文言の修正を行うものでございます。

以上、よろしく御説明申し上げます。

○和田総務部長 提出議案のうち、総務部所管に関わります議案につきまして、御説明を申し上げます。

初めに、議案第12号、旭川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国家公務員の給与改定に準じた措置を講ずる改正を行おうとするものでございます。

次に、議案第13号、旭川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国家公務員の給与改定に準じて職員の給料表並びに期末手当及び勤勉手当の支給率の引上げを行おうとするものでございます。また、本市が独自に実施した昇給抑制によって影響を受けている管理職に対して、令和6年1月1日において、抑制号給の全てを回復させようとするものでございます。

次に、議案第15号、旭川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、本市の附属機関である旭川市特別職報酬等審議会の答申を受け、議長、副議長及び議員の報酬の引上げを行おうとするものでございます。

次に、議案第16号、旭川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国家公務員に準じて改正される一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給率に鑑み、特別職の期末手当の支給率の引上げのほか、期末手当の減額に係る規定を削除しようとするものでございます。また、旭川市特別職報酬等審議会の答申を受け、常勤の監査委員の給料月額を引下げを行おうとするものでございます。

次に、議案第18号、旭川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方自治法の一部改正等に伴い、令和6年度から会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給を可能とするなどの改正を行おうとするものでございます。

次に、議案第19号、旭川市恩給条例を廃止する条例の制定につきましては、旭川市恩給条例に基づく恩給の支給事務が全て終了したため、条例を廃止しようとするものでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○川邊総務部総務監 報告第1号の専決処分の報告について、御説明申し上げます。

明星中学校耐震改修工事につきましては、令和5年6月16日に議決をいただき、契約を締結したものでございますが、RC耐震壁の新設に当たり、既存躯体の一部を補強する必要が生じたため設計変更を行ったもので、契約金額2億2千391万6千円を2億2千455万4千614円に増額変更し、令和5年10月20日に専決処分させていただいたものでございます。

以上、地方自治法第180条第2項の規定により御報告申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

○えびな委員長 ただいまの説明につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○えびな委員長 なければ、本日のところは説明を受けたということにとどめておきたいと思えます。

議案の説明に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、2、報告事項についてを議題といたします。「第4次旭川市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画(案)」に対する意見提出手続の実施について及び旭川市パートナーシップ宣誓制度についての以上2件について、理事者から報告願います。

○片岡女性活躍推進部長 報告事項、「第4次旭川市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画(案)」に対する意見提出手続の実施について、報告いたします。

旭川市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づき、平成21年度に第1次計画、平成26年度に第2次計画、平成30年度に第3次計画を制定し、配偶者等からの暴力根絶を目指し、施策を推進してまいりました。令和5年度には、平成30年度に策定した第3次計画の計画期間が終了します。令和6年度から令和10年度までの5年間を計画期間とする第4次計画の策定作業を進めてきたところで、このたびの第4次計画案は、事務局である女性活躍推進部が庁内関係課と協議し、また、旭川市子ども・女性支援ネットワーク会議の所属団体及び附属機関である旭川市男女共同参画審議会に

意見を伺い、取りまとめたものでございます。

第3次計画と目的や取組の内容に大きな変更はありませんが、国の基本方針や北海道の計画を踏まえて、基本計画の目標の一つに、新たに、困難な問題を抱える女性に関する支援を盛り込み、あわせて、基本計画を困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第8条第3項に基づく市町村基本計画に位置づけております。

お手元の資料の概要版の3ページから6ページを御覧ください。第4次計画では、まず1つ目、DV防止に向けた啓発の推進、2つ目、被害者の早期発見と相談支援体制の充実、3つ目、適切な被害者の保護、4つ目として、被害者の自立に向けた支援の充実、5つ目として、関係機関・団体との連携の推進、6つ目として、先ほど申し上げました困難な問題を抱える女性への支援、この6つを基本目標として、各基本目標に関する基本施策の主な取組を整理しております。

今後、この第4次計画案は、令和5年11月20日から令和5年12月20日までの期間で意見提出手続を実施し、いただいた意見を踏まえて、今年度中に計画を策定してまいります。

続きまして、パートナーシップ宣誓制度について進捗状況を報告いたします。これにつきましては、口頭での報告となります。

パートナーシップ宣誓制度につきましては、令和6年1月の制度導入に向けて準備をしているところです。7月に市民説明会を開催し、7月18日から8月21日まで、上川町を除く1市7町で同時期にパブリックコメントを実施したところです。

その結果についてでございますが、提出された意見につきましては、旭川市は16件、東神楽町は1件、美瑛町は8件でありました。その公表については、9月12日に本市のホームページで掲載しているほか、市政情報コーナー、各支所、公民館などへの資料配置により実施したところがございます。

その結果の反映についてです。要綱につきましては、修正に関する意見はありませんでした。運用につきましては、宣誓時の手続を全て個室での対応としていたところですが、希望に沿い個室対応としてまいります。

次に、これらのパートナーシップ宣誓制度につきましては、専門性の高い委員で構成する旭川市パートナーシップ制度有識者会議で3回、多様な委員で構成する旭川市男女共同参画審議会で2回、市民の皆様のお意見を伺ったところがございます。また、今年度体制を強化した市内の男女共同参画推進本部会議及び幹事会の審議を経まして、あわせて、この間、8町の担当者の職員との打合せも重ねてまいりました。制度の内容、要綱、運用等について検討しているところがございます。

本制度は、上川中部1市8町が連携して取組を進めており、制度運用の開始前には、令和6年4月導入予定の上川町を除く1市7町で連携協定を締結してまいります。また、現在、道内の導入予定済みの自治体との連携も協議しており、より利便性の高い制度となるように準備をしてまいります。

今後の予定についてでございますが、性の多様性への理解の促進に向けては、職員自身が理解を深め、正しい知識を得ることが重要でありますことから、12月20日、1市8町合同の職員研修を実施いたします。また、広報誌1月号での特集記事の掲載、ホームページやSNSを活用して周知してまいります。あわせて、この制度をより多くの方に知っていただくため、リーフレットを作成し、医師会、商工会議所など各関係機関にも御協力をいただき、市内の企業や医療機関、法

曹界、学校関係など、広く配布する予定でございます。

運用開始間もなくとなりましたけれども、本制度の導入をきっかけとして、性の多様性への社会的理解が進み、日常生活の中で生きづらさを感じてきた当事者の方々が自分らしく安心して暮らすことができるよう、着実な導入準備を進めてまいります。

○えびな委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

（「なし」の声あり）

○えびな委員長 以上で、予定していた議事は全て終了いたしました。

その他、委員の皆様から御発言はございますか。

（「なし」の声あり）

○えびな委員長 なければ、本日の委員会はこれをもって散会いたします。

散会 午前10時22分